

1 市税の証明

市税の証明とは、住民税や固定資産税など、納めるべき税額や納めた税額、所得額や固定資産の評価額などを証明するものです。主な種類としては、市民税・県民税課税(非課税)証明書、固定資産に関する証明書(評価証明書等)、納税証明書などがあります。

1 請求に必要なもの・請求先

市税の証明が必要な場合は、本人確認書類(法人の場合は代表者印及び社員証等)をお持ちになり、区役所や行政サービスコーナー等で請求してください(市役所本庁舎では証明の交付を行っていません。)。本人に代わって代理人が請求する場合は、本人がすべて記入した委任状等の委任を受けたことが確認できる書類と、代理人自身の本人確認書類をご持参ください。

■本人確認書類の例

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード等
(原則、官公署発行の顔写真が貼付けされたものが
必要です。)

税証明がスマートフォンや
パソコンから申請できます！



横浜市 税証明 オンライン申請

検索

2 主な市税の証明の手数料

種類	単位	手数料	
市民税・県民税課税(非課税)証明書	1年度につき1件	300円	
納税証明書	1年度1税目につき1件	300円	
固定資産課税台帳登録事項 証明書(評価証明書等)	土地	1筆	300円
	家屋	台帳1枚	300円
	償却資産	台帳1枚	300円
住宅用家屋証明書(中古住宅)	1件	1,300円	

【注意】

- 証明書の提出先によっては、課税証明書などにかえて、納税通知書や特別徴収税額通知書の写しで足りる場合がありますので、あらかじめ提出先にご確認ください。
- 継続検査、名義変更などのための軽自動車税(種別割)納税証明書は無料です。
- 償却資産に関する過年度の証明の一部については、区役所でお取扱いできませんので、詳しくは横浜市償却資産センター(54ページ参照)にお問い合わせください。
- 新築住宅の住宅用家屋証明の交付は、よこはま建築情報センター(電話 045-671-4503)で行います。

3 郵送での証明請求

原則、納税義務者本人からの請求に限り、市税の証明を郵送で請求することができます。次の必要書類を、各区役所税務課へご送付ください。

■必要書類

- 申請書(ウェブページからダウンロードできます。次の URL からご希望の証明のページをご確認ください。)
【 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei-shomei/> 】
- 返信用封筒(切手を貼り、宛先(本人の住所地)を記入してください。)
- 手数料分の定額小為替または普通為替(ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で購入し、何も記入しないでください。)

【注意】

- 申請書をダウンロードできない場合は、次の事項を全て記載した任意の申請書を作成してください。
【記載事項】申請者の住所地・氏名・生年月日、横浜市での住所(または物件所在地・所有者)、連絡先電話番号、必要とする証明書の種類、必要年度及び部数、使用目的
- 定額小為替や切手は、金額に過不足のないようお願いします。
- 本人の意思により申請があったことを確認するため、証明書の送付先は、原則本人の住所地となります。
- 申請内容に不明な点等がある場合、個別に連絡させていただく場合があります。
- 申請先(各区役所)の所在地は、53ページをご確認ください。
- 償却資産の証明を請求する場合は、申請書を横浜市償却資産センター(54ページ参照)へ郵送してください。
- 市たばこ税・入湯税の納税証明書については、財政局納税管理課(54ページ参照)へお問い合わせください。

2 市税の電子申告、電子納税 (eLTAX)

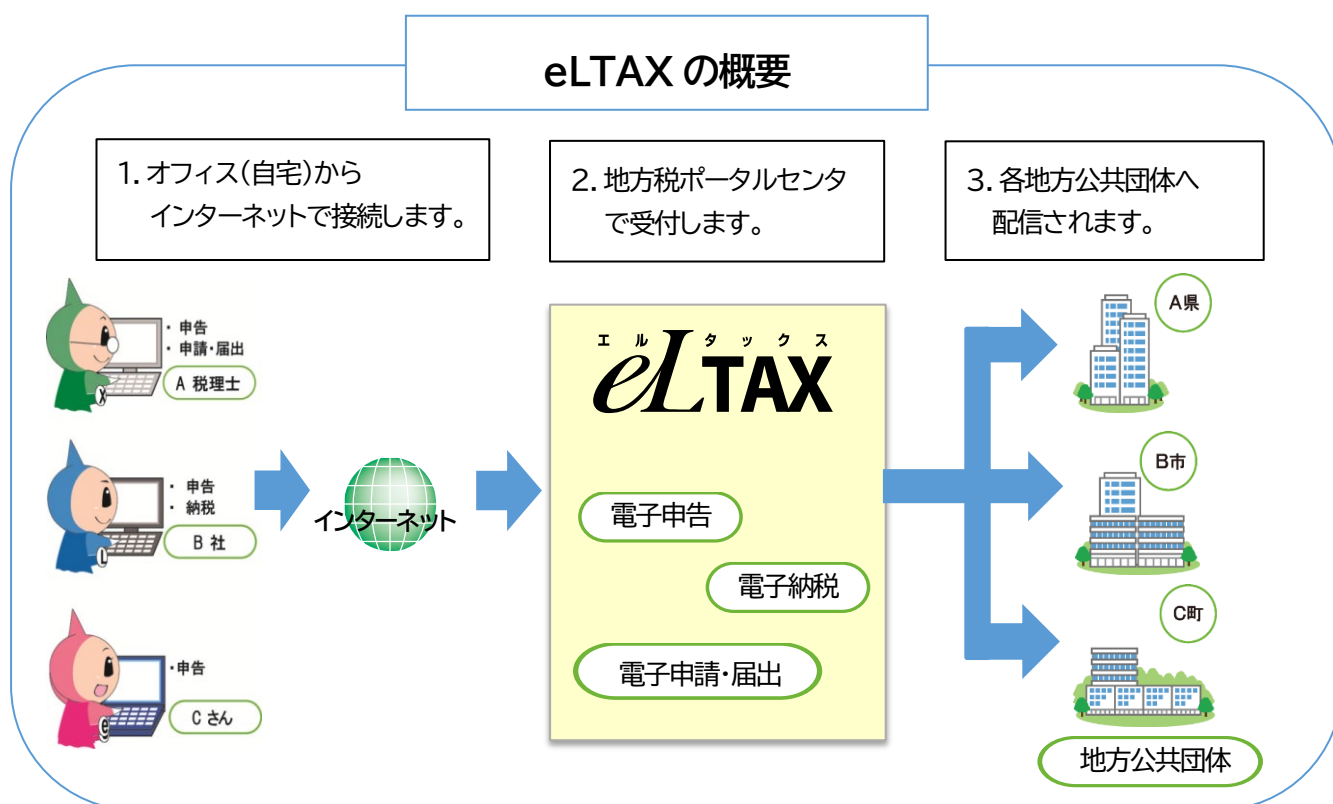
横浜市では、eLTAXを利用した市税の電子申告・電子納税サービスを行っています。申告から納税まで、一連の手続きについて、インターネットを通じて行うことができます。

※ eLTAXは『地方税共同機構』が運営するシステムです。

1 eLTAXの概要

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

これまで地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要がありました。eLTAXでは、一元化された受付窓口にてデータ送信すれば、自動的にそれぞれの地方公共団体に振り分けられ、手続きができます。



① 電子申告

地方税の申告手続きを自宅やオフィスからインターネット経由で電子的に行うことができます。申告データを作成し送信すると、eLTAXポータルセンターによって受付処理が行われ、提出先となる地方公共団体へ送信されます。ただし申告データは、提出先ごとに作成する必要があります。

申告データの作成にあたっては、市販のeLTAX対応ソフトウェアや無料のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）をご利用いただけます。

② 地方税共通納税システム（電子納税）

eLTAXを使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。

③ 電子申請・届出

法人設立／設置届出書や異動届など、eLTAX で電子化されている申告手続きに関連した申請・届出手続きをインターネット上で作成し、送信することができます。提出先が異なる場合でも、同じ様式を使用してそれぞれの地方公共団体へ申請・届出を行うことができます。

2 対象税目（主に事業者の方が対象）

横浜市では、申告手続き・納税手続き等の様々なサービスが利用できます。

① 電子申告対象税目

- ・法人市民税
- ・固定資産税（償却資産）
- ・個人住民税（給与支払報告書や特別徴収関連手続）
- ・事業所税

② 電子申請・届出

- ・法人設立／設置届出書
- ・異動届
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・事業所等新設／廃止申告書

③ 地方税共通納税システム対象税目

- ・法人市民税 ・個人住民税 退職所得に係る納入申告
- ・個人住民税（特別徴収） ・事業所税
- ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ・固定資産税(償却資産)
- ・軽自動車税(種別割)

3 eLTAX の利用可能時間

8時30分 から 24時まで（土日祝日、年末年始、メンテナンス時間を除く）

※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用可能です

※ 1/16～3/15 は土・日・祝日もご利用可能です

※ 1/15～2/1 は0時から24時までご利用可能です（メンテナンス時間を除く）

4 eLTAX の利用

eLTAX の利用にあたって、事前に eLTAX を利用できる性能を有するパソコンや、電子証明書等
を取得していただく必要があります。詳しくは eLTAX ウェブページをご確認ください。

エルタックス エルタックス
* **eLTAX** 全般に関する利用手続きの詳細は・・・eLTAXヘルプデスク

○ウェブページ:

○電 話: **0570-081459** (ハイシンコク)

上記の電話番号でつながらない場合: **03-5521-0019**

○受付日: 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、休祝日、年末年始除く) ○受付時間: 9:00～17:00



3 区役所税務課窓口

【受付時間】午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
 (土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く)

課・担当名		仕事の内容
税務課	市民税担当	個人の市民税・県民税、軽自動車税(種別割)などの調査・課税 【担当の証明】市民税・県民税課税(非課税)証明書
	土地担当	土地の固定資産税・都市計画税についての調査・課税 【担当の証明】土地・家屋課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明等)など
	家屋担当	家屋の固定資産税・都市計画税についての調査・課税
	収納担当	納税相談、滞納市税の整理、公売、納税貯蓄組合に係る事務 【担当の証明】納税証明書 ^(注)

上記の証明については、行政サービスコーナーでも発行事務を行っています。ただし、種類によっては行政サービスコーナーで発行できない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

(注) 市たばこ税・入湯税の納税及び証明発行に関する事務は、財政局納税管理課(電話:045-671-3719 FAX:045-664-3030)にて行っています。

【各区役所所在地・連絡先(電話番号は最初に「045」をつけてください。】

区役所名	電話番号 (代表)	税務課電話番号				所在地	最寄りの交通機関
		市民税担当	土地担当	家屋担当	収納担当		
鶴見区役所	510-1818	510-1711	510-1727	510-1730	510-1743	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	J R 鶴見駅 徒歩9分 京急 京急鶴見駅 徒歩7分
神奈川区役所	411-7171	411-7041	411-7053	411-7054	411-7062	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	J R 東神奈川駅 徒歩7分 東急 反町駅 徒歩7分 京急 京急東神奈川駅 徒歩9分
西区役所	320-8484	320-8341	320-8349	320-8354	320-8361	〒220-0051 西区中央1-5-10	京急 戸部駅 徒歩8分 相鉄 平沼橋駅 徒歩10分
中区役所	224-8181	224-8191	224-8201	224-8204	224-8229	〒231-0021 中区日本大通35	J R・地下鉄 関内駅 徒歩7分 みなとみらい線 日本大通り駅 徒歩4分
南区役所	341-1212	341-1157	341-1161	341-1163	341-1169	〒232-0024 南区浦舟町2-33	京 急 黄金町駅 徒歩14分 地下鉄 阪東橋駅 徒歩8分
港南区役所	847-8484	847-8351	847-8360	847-8365	847-8371	〒233-0003 港南区港南4-2-10	地下鉄 港南中央駅 徒歩2分
保土ヶ谷区役所	334-6262	334-6241	334-6250	334-6254	334-6270	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	相鉄 星川駅 徒歩2分
旭区役所	954-6161	954-6043	954-6047	954-6053	954-6072	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	相鉄 鶴ヶ峰駅 徒歩7分
磯子区役所	750-2323	750-2351	750-2361	750-2365	750-2372	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	J R 磯子駅 徒歩5分
金沢区役所	788-7878	788-7744	788-7749	788-7754	788-7764	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	京急・シーサイドライン 金沢八景駅 徒歩13分 京急 金沢文庫駅 徒歩11分
港北区役所	540-2323	540-2264	540-2277	540-2281	540-2291	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	東急 大倉山駅 徒歩7分
緑区役所	930-2323	930-2261	930-2268	930-2274	930-2283	〒226-0013 緑区寺山町118	J R・地下鉄 中山駅 徒歩5分
青葉区役所	978-2323	978-2241	978-2248	978-2254	978-2275	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	東急 市が尾駅 徒歩8分
都筑区役所	948-2323	948-2261	948-2265	948-2271	948-2285	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	地下鉄 センター南駅 徒歩6分
戸塚区役所	866-8484	866-8351	866-8361	866-8368	866-8381	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	J R・地下鉄 戸塚駅 徒歩1分
栄区役所	894-8181	894-8350	894-8361	894-8365	894-8375	〒247-0005 栄区桂町303-19	J R 本郷台駅 徒歩10分
泉区役所	800-2323	800-2351	800-2361	800-2365	800-2375	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	相鉄 いずみ中央駅 徒歩5分
瀬谷区役所	367-5656	367-5651	367-5661	367-5665	367-5675	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	相鉄 三ツ境駅 徒歩10分

神奈川区、南区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区の区政推進課広報相談係にて、税理士による税務相談を行っています。相談日・時間帯等の詳細については、各区役所にご確認ください(2・3月は実施していません)。

4 法人課税課・償却資産課・納税管理課

課名	担当名・仕事の内容	郵便番号・問合せ先
法人課税課	■特別徴収センター … <u>市民税・県民税の特別徴収に関すること</u> 【主な受付書類】 給与支払報告書、異動届出書、給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書、特別徴収への切替依頼書など	〒231-8314 ☎ 045-671-4471 FAX:045-210-0480
	■法人市民税等担当 … <u>法人市民税、市たばこ税、入湯税の課税に関すること</u> 【主な受付書類】 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、事業年度・納税地・その他の変更異動届出書、市たばこ税申告書、入湯税申告書など	〒231-8316 ☎ 045-671-4481 FAX:045-210-0481
	■事業所税担当 … <u>事業所税の課税に関すること</u> 【主な受付書類】 事業所税申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書、事業所等新設・廃止申告書など	〒231-8312 ☎ 045-671-4491 FAX:045-210-0481
償却資産課	■償却資産センター … <u>償却資産(固定資産税)の課税に関すること</u> 【主な受付書類】 償却資産申告書、種類別明細書など 【発行する証明書】 償却資産課税台帳登録事項証明書、償却資産資産明細書記載事項証明書、固定資産税(償却資産)課税証明書 (償却資産の証明書は区役所でも取り扱っていますが、一部発行できないものもあります。詳しくは償却資産センターにお問い合わせください。)	〒231-8343 ☎ 045-671-4384 FAX:045-663-9347
納税管理課	■納税管理センター	〒231-8313 FAX:045-664-3030
	・口座振替納税に関すること	☎ 045-671-3747
	・市民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の過誤納金に関すること	☎ 045-671-3751
	・法人市民税、事業所税等の過誤納金等に関すること	☎ 045-671-3755
	・市民税・県民税(特別徴収分)の納入に関すること	☎ 045-671-3096
	・市たばこ税、入湯税の納入及び納税証明に関すること 【発行する証明書】 市たばこ税、入湯税の納税証明書(市たばこ税、入湯税以外の納税証明の発行は、区役所でお取り扱いしています。)	☎ 045-671-3719
■滞納整理担当 市外に所在地のある特別徴収義務者の市民税・県民税(特別徴収分)の平成25年度以降課税分の滞納整理に関すること	☎ 045-671-3764	

■受付時間 午前8時45分～午後5時15分(土日祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く)

■注意事項 こちらでは「現金等による納付・納入」は取り扱っていません。
お近くの金融機関で納付・納入してください。

■所在地

横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

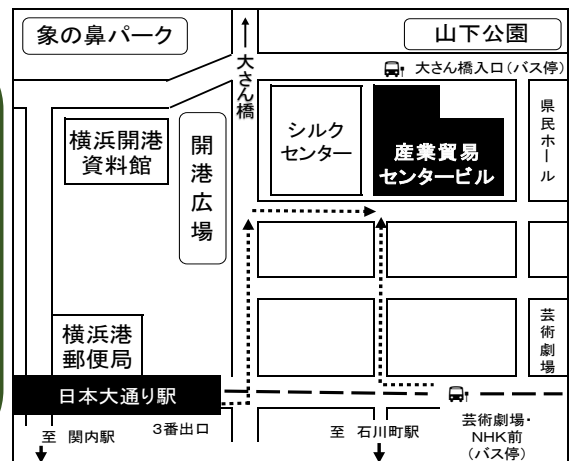
■アクセス

<鉄道>

- ・みなとみらい線日本大通り駅3番出口(情文センター)から徒歩3分
- ・JR関内駅南口から徒歩15分
- ・JR石川町駅北口から徒歩15分
- ・横浜市営地下鉄関内駅出口1から徒歩15分

<横浜市営バス>

- ・大さん橋入口バス停下車、徒歩1分
- ・芸術劇場・NHK前バス停下車、徒歩2分



5 県税・国税

神奈川県税金、国の税金について、概要をご説明します。詳しくは国・県の窓口にお尋ねください。

1 神奈川県の県税

税目	内容
県民税	個人の県民税は、個人の市民税と同じように、前年の所得に対して課される税です。均等割と所得割があり、個人の市民税と併せて納めます。 このほかに、預貯金の利子等の支払いを受けるときにかかる利子割、上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかる配当割、上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受けるときにかかる株式等譲渡所得割があります。 また、法人の県民税は、県内に事務所・事業所等がある法人に対して課される税です。均等割と法人税割があり、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。
事業税	事業を行う個人又は法人にかかる税です。 個人の事業税は、納税通知書によって原則として8月と11月の2回に分けて納めます。 法人の事業税は、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。
地方消費税	商品の販売やサービスの提供、外国貨物にかかる税です。 納税者の事務負担の軽減などのため、国が消費税と併せて収納し、これを都道府県に払い込むこととされています。
不動産取得税	登記の有無、有償・無償を問わず、売買、贈与、交換、新築、改築などにより土地・家屋を取得した場合にかかる税です。
県たばこ税	市たばこ税と同様ですが、税率が異なります。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した場合にかかる税です。
軽油引取税	特約業者又は元売業者から軽油を引き取った（購入した）場合にかかる税です。
自動車税(環境性能割)	自動車（軽自動車を除く。）を取得した方に、自動車の燃費性能等に応じてかかる税です。
自動車税(種別割)	毎年4月1日現在の自動車（軽自動車を除く。）の所有者にかかる税です。 年度途中で抹消・新規登録をした場合は月割の税額になります。
鉱区税	鉱業権をもっている方にかかる税です。
狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかる税です。 鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられます。

税理士相談窓口のご案内

- 場 所：かながわ県民センター2階 県民の声・相談室（神奈川区鶴屋町2-24-2）
- 相 談 日：月曜日、第3水曜日（祝休日や年末年始に当たる場合は、原則として翌平日）
- 相談時間：午後1時～4時（予約制。30分以内。）
- 電話番号：045-312-1121（代）

詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a002/003.html>

2 国税

税 目	内 容
所 得 税 及 復興特別所得税	所得税は、個人の所得に対してかかる税です。復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保のための税で、所得税とあわせて納めます。
法 人 税	法人の各事業年度の所得の金額に税率を乗じて計算します。
地 方 法 人 税	法人の各課税事業年度の課税標準法人税額に税率を乗じて計算します。
印 紙 税	契約書、手形、領収書等に定額又は記載金額に応じてかかる税です。
贈 与 税	個人から財産の贈与を受けた人に課税される税金です。
相 続 税	相続や遺贈によって、妻や子供などが、亡くなった人の財産を取得したとき、その取得した人に課される税です。
消 費 税	商品・製品の販売、サービスの提供、保税地域から引き取られる外国貨物等にかかる税です。
国際観光旅客税	国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める税金が課されます。
登 録 免 許 税	家や土地を購入した場合の登記や、著作権、出版権及び特許権の登録などに際し価額や件数等に応じてかかる税です。
酒 税	清酒やビールなどの酒類が、製造場から出荷されるとき、その品目に応じてかかる税です。
たばこ税 たばこ特別税	たばこの製造者、又は保税地域からのたばこの引取者が扱う製造たばこにかかる税です。
揮 発 油 税 地方揮発油税	主として自動車に使用するガソリンにかかる税です。
石 油 ガ ス 税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス（プロパンガス等）にかかる税です。
航 空 機 燃 料 税	航空機の燃料にかかる税です。
石 油 石 炭 税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭にかかる税です。
自 動 車 重 量 税	自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車にその重量に応じてかかります。
関 税	輸入品に課せられる税です。
と ん 税 特 別 と ん 税	外国貿易船が開港に入港した時、船の大きさ（純トン数）に応じてそれぞれとん税及び特別とん税がかかります。
電 源 開 発 促 進 税	一般送配電事業者（東京電力など）の販売する販売電気にかかる税です。

国税に関する相談窓口のご案内

- インターネットでの相談 ⇒ 国税庁ウェブページ (<https://www.nta.go.jp/>)
- 電話での相談 ⇒ 電話相談センター
(管轄の税務署に電話の上、自動音声ガイダンスに沿って「1」番を選択)
- 税務署での面接相談 ⇒ 各税務署 (事前予約)
(管轄の税務署に電話の上、自動音声ガイダンスに沿って「2」番を選択)
各税務署の連絡先は、58ページをご覧ください。



タックスアンサー

検 索

インターネットを利用した国税の申告・納付手続 (e-Tax)

e-Tax とは、自宅等からインターネットを利用して国税の申告や納付、申請・届出等の手続きができるシステムです。

● e-Tax で利用できる手続き

- ① 所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
(確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます。)
- ② 法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出ができます。
- ③ ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

● 所得税の確定申告を e-Tax で行うメリット

- ① 自宅からネットで申告
税務署に行かなくても、国税庁ウェブページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。
- ② 添付資料の提出省略
生命保険料控除証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(保存義務有)。
- ③ 還付がスピーディー
自宅や税理士事務所から e-Tax で提出された還付申告は3週間程度で還付しています(書面提出の場合は1か月半程度で還付)。
- ④ 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です(メンテナンス時間を除きます)。

● e-Tax 利用時に準備するもの

- ① マイナンバーカード
税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、必要はありません。
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダー)

【問合せ先】 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

○ウェブページ：<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

○ヘルプデスク：[0570-01-5901](tel:0570-01-5901) (全国一律市内通話料金)

※上記の番号でつながらない場合：03-5638-5171 (通常通話料金)

市内の県税・国税等の窓口

	名称	電話番号	所在地	管轄区域	最寄りの交通機関	
県税事務所等	神奈川	045-321-5741	〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8 (神奈川県総合庁舎本館4階)	鶴見区、神奈川区、港北区	JR 東神奈川駅 東急 反町駅 京急 京急東神奈川駅	
	横浜	045-651-1471	〒231-8555 中区山下町75 (神奈川県自治会館6、7階)	西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	みなとみらい線 日本大通り駅 みなとみらい線 元町・中華街駅 JR・市営地下鉄 関内駅	
	戸塚	045-881-3911	〒244-0816 戸塚区上倉田町449	南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅	
	緑	045-973-1911	〒225-8513 青葉区市ヶ尾町27-5	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅	
	自動車税管理事務所	045-716-2111	〒232-8602 南区弘明寺町31	県内全域(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割に限る。)	京急・市営地下鉄 弘明寺駅 京急 井土ヶ谷駅	
	自動車税管理事務所 横浜駐在事務所	045-932-3641	〒224-0053 都筑区池辺町3540-3	横浜ナンバー該当区域(自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割に限る。)	JR 小机駅 東急 市が尾駅よりバス 梅田橋	
税務署等	鶴見	045-521-7141	〒230-8550 鶴見区鶴見中央4-38-32	鶴見区	JR 鶴見駅 京急 京急鶴見駅	
	横浜中 ※R5.5.19まで	045-651-1321	〒231-8550 中区山下町37-9 (横浜地方合同庁舎)	中区、西区	みなとみらい線 元町・中華街駅 JR 石川町駅	
	横浜中 ※R5.5.22以降	045-651-1321	〒231-8550 中区新港1-6-1 (よこはま新港合同庁舎)	中区、西区	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅	
	保土ヶ谷	045-331-1281	〒240-8550 保土ヶ谷区帷子町2-64	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	JR 保土ヶ谷駅 相鉄 天王町駅	
	横浜南	045-789-3731	〒236-8550 金沢区並木3-2-9	南区、港南区、磯子区、金沢区	シーサイドライン 幸浦駅 京急 能見台駅	
	神奈川	045-544-0141	〒222-8550 港北区大豆戸町528-5	神奈川区、港北区	JR・市営地下鉄 新横浜駅 JR・東急 菊名駅 東急 大倉山駅	
	戸塚	045-863-0011	〒244-8550 戸塚区吉田町2001	戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅	
	緑	045-972-7771	〒225-8550 青葉区市ヶ尾町22-3	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅	
	業務センター 横浜南分室	—	〒236-8551 金沢区並木3-2-9	中区、西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、南区、港南区、磯子区、金沢区(郵送により申告書、申請書等提出する場合に限る。)		
地方 法務局 (登記所)	出張所	横浜	045-641-7461	〒231-8411 中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎)	不動産登記(中区、西区、南区)、商業・法人登記(横浜市内全域、川崎市内全域に限る。)	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
		神奈川	045-431-5353	〒221-0061 神奈川区七島町117	不動産登記のみ(神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区)	京急 子安駅
		旭	045-365-1300	〒241-0835 旭区柏町113-2	不動産登記のみ(旭区、瀬谷区)	相鉄 南万騎が原駅
		金沢	045-782-4993	〒236-0021 金沢区泥亀2-7-1	不動産登記のみ(金沢区、磯子区)	京急 金沢文庫駅、金沢八景駅
		青葉	045-973-2020	〒225-0014 青葉区荏田西1-9-12	不動産登記のみ(緑区、青葉区)	東急 市が尾駅
		戸塚	045-871-3912	〒244-0003 戸塚区戸塚町2833	不動産登記のみ(戸塚区、泉区)	JR・市営地下鉄 戸塚駅よりバス 法務局前
		港北	045-474-1280	〒222-0033 港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	不動産登記のみ(港北区、都筑区)	JR・市営地下鉄 新横浜駅
		栄	045-895-3071	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷1-6-2	不動産登記のみ(港南区、栄区)	JR 本郷台駅

いつでも、どこでも市税の納付ができます！

パソコンやスマートフォン等からインターネット環境を利用し納付する方法があります。

納付方法	概要・注意事項
スマホ決済	対応アプリで納付書の①「バーコード」又は②「eL-QR」を読み取り、納付手続きを行います。対応アプリは①本市ウェブページ 又は ②地方税お支払サイトをご覧ください。
クレジット納付	専用サイトで納付書の納付番号等を入力して納付手続きを行います。税額に応じてシステム利用料がかかります。 ■ 固定資産税・軽自動車税：地方税お支払サイト ■ 市民税・県民税：横浜市税納付サイト
ペイジー納付	金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し納付手続きを行います。詳細は、各金融機関へお問い合わせください。
対象税目	
○市県民税（普通徴収分）	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）
○固定資産税（償却資産分）	○軽自動車税（種別割）

上記の方法で納付した場合は、領収証書が発行されません。

すぐに納税証明書が必要な方は金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

◎地方税共通納税システム

地方税共同機構が管理運営する地方税ポータルサイト『eLTAX（エルタックス）』の機能の一つです。自宅や職場のパソコンを使用して、複数の地方公共団体に対し一度の手続きで一括して納税ができます。ご利用方法等の詳細はeLTAXウェブページをご覧ください。

【対象税目】

個人市県民税（特別徴収分、退職所得分）、法人市民税、事業所税、軽自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）、固定資産税（償却資産分）

◎その他の納付方法

- 口座振替（お申込方法：インターネット、郵送、金融機関・区役所の窓口）
- コンビニエンスストア等の窓口
- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農業協同組合等
- ゆうちょ銀行（郵便局）

最新の情報や納付方法の詳細は、
本市ウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索



税の知識 令和5年度 ウェブ版 令和5年5月発行

発行 横浜市財政局主税部税務課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045(671)2229 FAX：045(641)2775

本冊子の掲載内容は、令和5年4月1日現在の情報に基づいて作成しています。最新の情報については、横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 税金

検索

